

水稲共済及び収入保険の水不足に関する対応について

豊川用水管内では水不足による移植不能又は発芽不能などが心配されます。

農業保険では、水不足により移植不能又は発芽不能の被害申告を受け損害評価の結果、被害と認定された場合に共済金の支払対象となります。(苗の準備や播種したかの確認をします。) 該当すると思われる加入者の方は、速やかに被害申告をしてください。なお、損害評価には現地確認が必要です。

1 水稲共済の加入申込及び共済責任期間（補償期間）

加入申込期限は4月10日（金）までです。ただし、加入申込書が未提出の方は、移植前（直播の場合は播種前）までなら4月10日以降でも加入の受付をします。

また、既に「加入しない」と申出された方も4月10日（金）までは「加入する」ことに変更できます。

なお、補償期間は移植期(直播の場合は発芽期)～収穫(収穫適期に刈取りほ場より搬出すること)までです。

2 収入保険の加入申込及び被害申告

個人の方は、令和8年の加入申込期限が令和7年12月31日のため年の途中での加入はできません。

決算期前の法人は、収入保険への加入ができます。ただし、令和8年産の水稲共済に未加入、又は他の耕作物に被害がある場合には、決算期前の被害は補償対象となりません。なお、農業共済に加入中の作物の被害は収入保険に引継ぎます。

また、現在加入している方は、移植不能や発芽不能となった時、又は加入品目が生育不良になった時には、速やかに被害申告をしてください。

*** お問い合わせはNOSA Iへ***

愛知県農業共済組合 東部支所 豊川市馬場町宮脇 165 番地

電話 (0533) 84-7300

農作物共済

(収穫量が減少した場合に補償します)

対象品目

水稻・陸稻・麦



補償対象となる事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

補償期間

移植期（直播の場合は発芽期）から収穫するまで

主な補償内容

主なメニュー 以下のメニューから、農業者が選択できます

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、 収穫量が9割を下回った場合	JA等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 (又は生産金額)
災害収入 共済方式	農業者ごとに、 収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合	
地域インデックス方式	農業者ごとに、 補償対象となる事故が発生した場合であって、市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、 収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地調査による収穫量

試算例(10a当たり)
単収：500kg/10a

農業者が支払う共済掛金
〔一筆半損特約付き〕

収穫量が50%減少した
場合に支払われる共済金

収穫量が皆無になった
場合に支払われる共済金

水稻(9割補償)
(全相殺方式)

水稻(8割補償)
(半相殺方式)

水稻(9割補償)
(地域インデックス方式)

210円

172円

174円

4.8万円

3.6万円

2.4万円

10.8万円

9.6万円

8.4万円

※ 移植不能の時に支払われる共済金は、「収穫量が皆無の場合」の金額の半額程度になります。

※ 令和8年産水稻について、すでに愛知県農業共済組合に「未加入」の連絡をしている（加入申込書に「加入しない」に○をつけて提出した）方については、**修正の加入申込期限は4月10日です。**